

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館舞台照明設備整備業務委託

2 契約の相手方

(株) 松村電機製作所

3 随意契約理由

舞台照明設備は設置後27年が経過しており、調光卓が長年の使用により劣化し、所々正しい調光ができなくなっている。このまま使用し続ければ、調光できない箇所が拡大し、ホールの使用停止などの運営に支障をきたすことが想定されることから経年劣化している調光卓の更新を行なう必要がある。

上記業者は、当該設備の製造・設置をした業者であり、安全性の確保並びに製造業者責任と保守責任の一元化のため本業務にあたっては、上記業者のみが設備の機能維持確保を図ることが出来る唯一の業者であることから、同業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当
(電話番号 06-6539-3314)

随意契約理由書

1 案件名称

港図書館移転に伴う図書館情報ネットワークシステム機器移設及び調整業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西公共第一ビジネス部

3 随意契約理由

本業務において移設する図書館情報ネットワークシステム機器は、「図書館情報ネットワークシステム事業用サーバ機器等長期借入」（平成 31 年度大契甲第 7010 号）、「図書館情報ネットワークシステム事業用クライアント機器等長期借入」（令和元年度大契甲第 7020 号）により、F L C S 株式会社とリース契約を行っている。これらの機器の所有権は借入業者にある。いずれも機器の据付、接続及び調整の技術員駐在場所として富士通 Japan 株式会社を指定し、また、アフターサービス・メンテナンスを同社に指定していることから、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、本業務については、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている富士通Japan株式会社関西公共第一ビジネス部以外は行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称

中之島小中一貫校ほか2校の新設校開校にかかる拠点管理サーバ移設作業業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は学校の校舎改築及び校舎移転に伴い、パソコン教室に設置している拠点管理サーバ機器一式を取り外し、それぞれの移設先へ再設置を行い、機器接続試験、動作確認試験及びネットワーク接続試験を実施し、正常に動作することを確認するものである。

移設する機器については、令和3年度大契甲第7006号「教育情報ネットワーク拠点管理サーバ等一式 長期借入」(契約相手方:NTT・TCリース株式会社)により借入・保守契約を行っている機器であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている西日本電信電話株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

学校園ネットワーク基盤グループ

(電話番号 06-6115-8081)